

八潮市公共施設マネジメントアクションプラン【見直し版】(素案)のパブリックコメント実施結果と対応について

1 意見募集期間

令和4年2月10日から令和4年3月11日まで(30日間)

2 意見提出者・件数

提出者数 1人

意見件数 5件

3 意見と市の考え方

反映区分

A:意見を反映し、案を修正する(した)

B:すでに案で対応している

C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D:意見を反映できなかった(しない)

E:その他

パブリックコメントの意見と対応

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
1	P7 (3)施設種類ごとの更新・統廃合に関する取組内容 勤労青少年ホーム・勤労者体育センター	当施設が立地する潮止地区及びつくばエクスプレス線南側地区には図書館が設置されておらず、遠方の八幡図書館を利用する必要があります。また、駅前出張所に図書館の一部図書を置いていますが図書館としての十分な機能が果たせているとは思えません。そのため勤労青少年ホームリノベーションを行うにあたって図書館の設置の検討をお願いいたします。	施設の大規模改修につきましては、現状、ニーズ把握、課題を整理し、廃止・転用等の考え方を含めた改修方針を定め、リニューアルに関する計画を策定します。その際は、諸室の稼働率や使われ方の特徴を検証するだけでなく、利用者からの意見を取り入れ、近接の公共施設や、類似施設の使われ方も考慮し、市民ニーズに応じた機能を効率的に配置するなど、大規模改修の時期を捉えて機能の効率化も併せて検討することとしています。 勤労青少年ホーム・勤労者体育センターのリノベーションや大規模改修の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	C
2	P7 (3)施設種類ごとの更新・統廃合に関する取組内容 文化スポーツセンター P10 (5)リーディングプロジェクト②:文化スポーツセンター再整備・質向上プロジェクト	「鶴ヶ曾根体育館(エイトアリーナ)との連携を検討します。」となっており、仮にエイトアリーナ方面への移転を行う場合、文化スポーツセンター周辺に小中学校以外の建物を有する大規模人数を収容できる屋内利用が可能な公共施設が無くなります。災害による避難など市民を収容させなければならない事態が発生した場合、対応する施設が無い状態となります。 なお、小中学校は授業支障を来すため長期間の使用ができません。 そのため、文化スポーツセンターをエイトアリーナ方面への移転を行う場合、代替の屋内利用が可能な公共施設を設置するべきと思います。	文化スポーツセンターは避難所の指定が解除されています。 文化スポーツセンターの跡地活用につきましては、「八潮市市有地活用基本方針」に基づき、地域の意向、特性を踏まえた活用、民間での活用を基本的な考えの一つとして調査・検討を重ね、活用法を決定することとしております。 文化スポーツセンターの跡地活用の際に、ご意見を参考にさせていただきます。	C
3	P9 (3)施設種類ごとの更新・統廃合に関する取組内容 消防施設	草加八潮消防組合が出した「(仮称)八潮消防署南分署建設基本計画」では令和10年度中の開署を目標とされていますが、旧八潮市消防本部の大瀬出張所が廃止されて早10年経過しています。その間八潮市南部地域の人口が増加している上、救急車や消防車の南部地域の現場到着まで管轄内の他地区より時間を要している異常な状態が続いています。このような状況を一刻も解消すべく、分署開署までの間、南部地域の市の空き用地を活用し暫定消防施設を設置するべきと思います。	(仮称)八潮消防署南分署建設基本計画のパブリックコメントに寄せられました同様の意見に対し、「仮設庁舎(暫定消防施設)を検討する場合についても、本設の建物と同様の手順を踏む必要があることから、早期の設置は考えられないため、スケジュールに沿って整備を着実に進めたい」と回答しております。このため、暫定消防施設の設置は行いません。	D

意見番号	箇所	ご意見の趣旨	八潮市の回答	反映の区分
4	P10 (4)機能停止・解体した施設、新設が必要な施設 機能を休止・廃止した(する)施設	一定の規模の敷地を有する場所については、市内で宅地化が進み広い規模の敷地の確保が難しくなっているため、基本的に非常時に活用できるよう暫定的な公園や駐車場または民間への貸与とすべきと思います。なお、規模の小さい敷地(戸建て住宅程度)については売却が良いと思います。	「八潮市市有地活用基本方針」では、未利用市有地・跡地について、地域の意向、特性を踏まえた活用、民間での活用を基本的な考えの一つとしており、活用が見いだせなかった場合は、貸付又は売却を検討することとしています。その検討には、庁内・地域における活用ニーズを把握しながら手続きを進めることとしております。 このことから、いただいたご意見については、取組内容にその意図が盛り込まれています。	B
5	P10 (4)機能停止・解体した施設、新設が必要な施設 新設が必要な施設	当市は火葬場(斎場)を立地または設置しておらず、または火葬場を設置している自治体等に運営委託をしていません。近年平常時から火葬場の順番待ちが発生している傾向がある上、利用する場合の料金に差が生じています。今後、今以上に需要が増えるため、市内に設置する必要があると思います。	市の方針等により、新たな行政需要が生じた場合に、施設の新設について検討します。当該施設の設置について検討が必要となった際に、ご意見を参考とさせていただきます。	C